

山元町一時預かり事業 利用料減免制度のご案内

町では、子育て世帯の負担軽減を図るため、一時預かり事業の利用料免除制度を設けています。

遑々の免除申請はできませんので、一時預かり事業の利用前に申請してください。

◆対象世帯

町内に住所を有する方で、次の世帯に該当する場合は、申請により利用料が免除となります。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 市町村民税非課税世帯
- (3) 市町村民税所得割合算額 77,101円未満世帯
- (4) その他町長が特に支援が必要と認めた世帯

◆申請方法

一時預かり事業の利用前に「山元町一時預かり事業費用負担額免除申請書」に必要書類を添付して、つばめの杜保育所に提出してください。

◆必要書類

該当区分	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護受給者証
世帯の当該年度市町村民税所得割額合算額 77,101円未満の世帯 (非課税世帯含む)	令和8年1月1日時点で山元町に住民登録がなかった方は、世帯全員の「(非)課税証明書」 ※税額控除の内訳が記載されたもの
その他町長が特に支援が必要と認めた世帯	—

◆利用料免除の算定基準年度の切り替わり

- ・ 市町村民税課税状況による利用料金の負担軽減は、毎年9月に、算定する課税年度が切り替わります。
- ・ 課税年度の切り替え後、市町村民税課税状況による利用料の免除世帯に該当する方は、利用前に免除申請をしてください。

令和8年4月～令和8年8月利用分：令和7年度の市町村民税で算定
令和8年9月～令和9年3月利用分：令和8年度の市町村民税で算定

問い合わせ先

つばめの杜保育所 Tel：0223-36-7271

Fax：0223-36-8635

子育て定住推進課 Tel：0223-36-9835